

元高文書第246号

高知県公文書管理委員会 様

平成元年7月29日付け元高文書第117号及び平成元年8月27日付け元高文書第179号で諮問いたしました高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の制定の立案の諮問について、下記の内容を修正し、諮問します。

令和元年10月15日

高知県知事 尾﨑 正直



記

条例施行規則の制定の立案の修正に関する事項

- 1 修正の趣旨
 - (ア) 第5条第1項第12号関係

公文書ファイル管理簿の記載事項について、第5条第1項第12号記載事項中の「通算の保存期間」については、同項第3号の「保存期間」と重複するため、 削除する。

(イ) 第34条第2項第1号ウ、別表、別記第1号様式、別記第3号様式及び別記 第10号様式関係

公文書館における特定歴史公文書等の利用請求に対する写しの交付の方法について、「スキャナにより読み取ってできた電磁的記録」を紙媒体の代わりに電磁的記録媒体に複写して提供する場合は、公文書館において既に複製物が作成されている場合に限るものとし、当該複製物が作成されている場合の金額は、提供する電磁的記録媒体の購入等に要する費用のみとする。

(ウ) 制定附則第2項関係

公文書ファイル管理簿の記載事項について、施行日前公文書に関しては、施行日前に行われた延長に係る第5条第1項第12号記載事項(当初の保存期間の満了する日及び延長の理由)を記載しなくても良い特例措置を設ける。

2 修正の内容 別紙のとおり 高知県公文書等の管理に関する条例施行規則(抜粋)

(公文書ファイル管理簿の記載事項等)

- 第5条 条例第11条第1項の規定により公文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1)~(11) 略
 - (12) 条例第9条第4項若しくは第12条第3項又は附則第4項若 しくは第7項の規定に基づき保存期間を延長している場合にあ っては、当初の保存期間の満了する日及び延長の理由
 - (13) 略

(写しの交付の方法等)

第34条 略

- 2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から館長が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、特定歴史公文書等1件につき1部に限り、実施するものとする。
 - (1) 文書(次号に掲げるものを除き、条例第16条第3項の規定による利用のために作成された複製物を含む。)
 - ア 用紙に複写したもの
 - イ 複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの
 - ウ 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則(抜粋)

(公文書ファイル管理簿の記載事項等)

表

第5条 条例第11条第1項の規定により公文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

旧

- (1)~(11) 略
- (12) 条例第9条第4項若しくは第12条第3項又は附則第4項若 しくは第7項の規定に基づき保存期間を延長している場合にあ っては、当初の保存期間の満了する日及び<u>通算の保存期間並び</u> に延長の理由
- (13) 略

夶

(写しの交付の方法等)

第34条 略

- 2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から館長が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、特定歴史公文書等1件につき1部に限り、実施するものとする。
 - (1) 文書(次号に掲げるものを除き、条例第16条第3項の規定による利用のために作成された複製物を含む。)
 - ア 用紙に複写したもの
 - イ 複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの
 - ウ <u>スキャナにより読み取ってできた</u>電磁的記録を電磁的記録 媒体に複写したもの

(2) 略

 $3\sim5$ 略

附則

(施行日前公文書に係る公文書ファイル管理簿の記載の特例)

2 実施機関は、施行日前公文書については、第5条第1項第1号 及び第7号から第12号までに掲げる事項(同号に掲げる事項にあ っては、条例の施行の目前にされた延長に係るものに限る。)に ついて、公文書ファイル管理簿に記載することが困難である場合 には、当分の間、当該事項を記載しないことができる。

別表

特定歴史公文書	写しの交付の)方法	金額	特	定歴史公文書	写	しの交
等の種類				等	の種類		
1 文書(2を	(1) 略		略	1	文書(2を	(1)	略
除き、複製物	(2) 略		略		除き、複製物	(2)	略
を含む。)	(3) <u>複製物で</u>	<u>ある</u> 電磁	当該電磁的記録媒体の		を含む。)	(3)	スキャ
	的記録を電磁的記録媒		購入等に要する金額			み取ってで	
	体に複写したもの					記録を電磁	
						に袴	夏写した
2 • 3 略					2 · 3 略		

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第10号様式 写しの作成方法の部 ア 文書(イを除く。)の項

□電磁的記録媒体への複写(複製物を作成している場合に限る。) $(CD-R \cdot DVD-R)$

(2)

附則

(施行日前公文書に係る公文書ファイル管理簿の記載の特例)

2 実施機関は、施行日前公文書については、第5条第1項第1号 及び第7号から第11号までに掲げる事項について、公文書ファイ ル管理簿に記載することが困難である場合には、当分の間、当該 事項を記載しないことができる。

別表

	特定歴史公文書	写しの交付の方法	金額					
	等の種類							
	1 文書(2を	(1) 略	略					
	除き、複製物	(2) 略	略					
)	を含む。)	(3) スキャナにより読	当該文書1枚につき10					
		<u>み取ってできた</u> 電磁的	円に当該電磁的記録媒					
		記録を電磁的記録媒体	体の購入等に要する金					
		に複写したもの	額 <u>を加えた額</u>					
	2・3 略							

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第10号様式 写しの作成方法の部 ア 文書(イを除く。)の項

□スキャニング等による電磁的記録媒体への複写 (CD-R・D VD-R